はじめに

制は、 償却引当等は統制の対象外であった。企業の経費支出も同様に ものであり、 とする経理統制が導入され、これにより企業の自己金融や損益 統制の対象外であった。この領域への統制として、 統制法規は、 及び軍需関連産業に資金誘導を図った。 備資金と証券引受に厳重な統制の網をかけ、不急産業から軍需 価統制と並び金融及び資金統制が展開された。そのうち金融統 日中戦争後の戦時経済統制として、 九三七年九月公布の「臨時資金調整法」の発動で、設 あくまで金融機関からの設備資金供給を統制する 企業の自己金融すなわち諸積立金等の内部留保や 物資統制·労務統制 しかしこの中心的金融 本稿が課題 物

> 他経費に規制を加えた。従って企業のマネーフローの枠内でみ 計算の次元にまで踏み込んで、配当・償却・ 臨時資金調整法体制と経理統制体制は相補的に企業資金 報酬・給与・その

柴

田

善

雅

れば、

に統制を加えたとの位置づけが可能となる。

けと、 てきている。さらに本稿と関連するものとして、企業利益統制 なわれている。これにより国策による資金動員の大枠の方向付(4) 整法の運用の実態の紹介や、個別企業の資金調達の解明がおこ(3) いるが、特に戦時期の金融及び資金統制の研究は、(1) れ、その中で金融・資金統制や企業整備までが位置づけられて への全般的な資金動員計画の解明や、日銀を中心とした資金調(2) 戦時期の統制経済についてはその全体の概観が既 個別企業の資金調達及び投資動向はかなり明らかになっ 戦時期国策 K 与 えら

> (282)12

高利益を享受できた。

同年九月の資金調整法の制定により設備

資金供給統制が開始されたが、他方戦争景気で多額の利益金処

戦時会社経理統制体制の展開

事例の紹介も行なわれるようになってきた。しかし現実に国策(8) な視野が開かれよう。 ものであり、この検討を通じて、 用について検討することで、 令」とその他の法令制定経緯を可能な限り明らかにし、 課題に対し、経理統制体制の中心的法規である「会社経理統制 ついての全面的な検討は未だ行なわれていない。本稿はかかる を背景に展開された経理統制体制の法令の制定と、その施行に 着目する研究も行なわれた。また都市銀行が担った企業整備の 討が特に陸軍軍需企業の原価計算の導入について言及されてい が精査され、もちろん会計制度史の一環としての経理統制の検(5) としての総動員法第一一条に基づく利益配当統制令の導入過程 さらに企業統制としての企業整備と原価計算・利潤統制に 企業財務統制に接近しようとする 戦時期企業の資金統制の新た その運

会社経理統制の開始

一九三七年七月の日中全面戦争の突入で、それまでの満州(1)「会社利益配当及資金融通令」の制定と施行

事

変景気を越える戦争景気が煽られて、とりわけ軍需関連産業は

で、 られ、 第一一条については「財界を刺激し産業を萎縮せしめる」と、(9) 提案をそのまま踏襲する方針で、 にもかかわらず資金統制と利益金処分統制が発動されないの 月四日の閣議に提出された。しかし 池田蔵相 の 病欠した 閣議 その発動を拒否する姿勢を示した。結局池田の意見が受け入れ 求める板垣征四郎陸相に対し、資金統制と利益金処分に関する 法の全面適用が陸軍側から強く求められていた。総動員法発動 る。 末次の間で議論が戦われたが、既に五相会議で決着を見ている にあい、近衛文麿首相は次の八日の閣議での議論の継続を望ま 不合理だとして、激しく反対した。内閣不一致を露呈した激論 計画が五相会議で諮られた際に、池田成彬蔵相は、 国との戦争は終わりなき拡大状態あったが、その過程で総動員 分にあづかれる資本家に対する強い反感が醸成された。それ 「若し配当制限をすれば結局経済界は萎縮し延いては生産力拡 「国家総動員法」第六条に基づく労務動員の発動に際し噴出す 両者間に円満解決を求めた。結局その日の閣議でも池田 末次信正内相・木戸幸一厚相が労働統制条項が発動される 三八年一一月三日の武漢陥落と東亜新秩序声明により、 第一一条を除外した発動計画が企画院で策定され、一一 池田蔵相は同日の記者会見で 全面発動を 中 は は

充といふ重要な目標を阻害してしまふだろう」と第一一条発動(11)

り、かつ企業家の意見を代弁していた。で十分対応できるとみていた。こうした資金・利益金処分へので十分対応できるとみていた。こうした資金・利益金処分へのに強い反対の姿勢を維持した。資金統制に関しても資金調整法

おり、 が詫びを入れる形で納まったが、実際には第一一条発動を執拗 との折衝を続けた結果、一九三八年一一月一八日に「現在年一 蔵相は不満ではあったが大蔵省は後退を余儀なくされ、 するものであった。 に求める陸軍省・内務省の意見は少なからぬ世論の支持を得て は 第一一条発動をめぐり、意見の角逐は激しさを増した。 市況は暴落する騒ぎとなり、こうして大蔵省対陸軍・内務省の を表明し、 れば大いに、戒心を要す」と、 下に之を全く営利本意に立脚して考ふる如きは適当で 拡充の如きは固より今後最も努力すべき事なるもこの戦時態勢 「高率なる配当の如きは不振産業や戦死者の遺族等の事を考ふ 五相会議の決定に悖ると強く陸軍省に抗議し、 かしその翌日の新聞に陸軍省情報部長佐藤賢了は「生産力 先の佐藤声明は資金・配当統制の実施を強く世間に提起 第一一条の発動を強く促した。この衝撃により株式 この第一一条発動意見の攻勢の中で、 池田蔵相に対する強硬な反発意見 一応陸軍省側 ない

、 陸軍省 大蔵省 池 田

> た。 内務省の求める配当統制は大蔵省の後退によって実現に向か 対応措置を採るという力関係が、 の前に、 する」談話を発表する形で、一応落着した。こうして陸軍省 であるとした。これに対して陸軍省側も佐藤情報部長の でないと認め、 出さざるを得なかった。ただし資金統制は妥当な方法を検討中 割以上の配当をしている会社が更に増配することはこの際適当 経理統制の導入過程においては、 経理統制を所管する大蔵省側が妥協して従い、 原則としてこれを抑制する」旨の大蔵省方針を 以後も続く。 陸軍省側の統制強化要求 行政的 「同意

び、 拡大等の一部の場合を除外し、年六%とし %と定められ、それ以外は合併や資本金二〇万円以上への規模 用についての統制 た。 年三月三一日に「会社利益配当及資金融通令」として公布され 二二日の総動員審議会で、 の場合には許可なく一%以上の増配が不可能となり、 以前の有配会社の場合はその最終配当率を基準とし、 いてみれば、 以上の総動員法に基づく統制法規として、一九三八年一二月 同令は会社の利益金処分、 「会社利益配当ノ制限等ニ関スル勅令案」が審議され、(16) 資本金二〇万円以上の会社は三八年一一月三〇日 (第一条)を定めたもので、 第六条関係の賃金統制勅令案等と並 償却等の経理及び銀行の資金運 (第二・三条)、これ 配当統制等につ 上限一〇 六%以上 캪

(284) 14

なら ぬため、 査 たが、 監督されるが、 執行については、 委員長となり、 を審議した。 で利益金の二〇分の一以上の積立義務が課せられていたに過ぎ 従来の 償却に転化するように仕向けられる。 の制定により、 家的な配当制限措置という性格も見いだせよう。 自己資本の充実等の目標は薄く、 第七条)。 委員会が開催され、 服することになっ 一税務署を動員した臨検検査で望む体制が築かれた。 の充当を求めていた。 益配当審査委員会官制」が公布され、 「商法」の規定によれば、 この勅令により「商法」の規程を超える内部留保と償 途勅令をもって税務署長をして営業報告を徴 しかしこの勅令の目標が主として配当制限であ 監督官庁は営業報告を求めかつ検査も可能となっ その他この勅令に該当する全法人は大蔵省の 委員会で勅令に基づく許可等のうち重要なも 法人利益は他の利益金処分すなわち内部留 個別事業法に規制される法人が各主務官庁に た。 「会社利益配当及資金融通令第二条 同年四月一一 この執行にあたって、 積立金は資本金の四 ために設立経 特に内部留保に関して E に第一 大蔵次官が委員会の 緯からも反資本 回利益配当 四月一〇日 だがこの勅令 分の 統制の 必要 保や 第 審 監 に ま は 0

ある。 を上回らなければ許可されたのではない 設定申請二一 厳しく臨んだ。 のうち、 <u>1</u> 0 定され、 ては別の勅令が公布され、 督・台湾総督・ 益配当審査委員会の規定は外地では除外された。 も兼担となり、 導下にあり、 所管部局は理財局金融課で、 限は未だ強力ではないものの、 三条又ハ第四 な要求を契機にし、 **| 経理統制令が施行されるまでの期間に関して判明する(表** 利益配当統制の施行状況は、 台湾·樺太。 基準配当もしくは一割を上回る増配を申請した一三○件 恐らく前者は増配申請同様に許可率は低く、 許可されたのは五〇件と三八%に過ぎず、 公表された。 六件が件数で多いが、 先に制定された資金調整法のほかに経理統制 条ニ基ク 臨時増配申請二九一件・合併による基準配当率 樺太庁長官・南洋庁長官が所管した。 南洋群島についてこの勅令が施行され、 大幅な業務拡張となった。 大蔵省主導の会社経理統制が、 こうして総動員法体制下で、 許可、 主管は在 統制官僚迫水久常課長の強力な 認定又ハ その姿を現した。 一九三九年四月一〇日から後述 その許 「満州国」大使であった。 指 かと思われ 定さ 可 外地に関しても 関 不 ス 関東州につい なお大蔵省 ル方針」 後者 る。 高率配当 その統 可 軍部 は ただし利 は 資 不 朝 の 朝 業 制 強 が 割 務 の 権 力 決

二〇万円以下の該当法人の場合も同様である。

ただし三九年末

資金の使途に関しては資産の償却と積立金に充てるよう求めた

により高率配当は抑制された。

この配当抑制

により留

保され

る

表 1 会社利益配当及資金融通令施行状況(1939.4.10-40.10.19)

(単位:件数)

申請案件	処理件数 合 計	大蔵	商工.	逓信	鉄道
増配に関する許可申請 (許可)	50	43	6	1	
増配に関する許可申請 (不許可)	80	79			1
臨時増配認定申請	291	257	26	3	5
合併会社基準配当率認定申請	216	147	25	20	24
資本金20万円未満会社基準配当認定申請	92	81	1		10
基準配当率指定	26	20	6		
合 計	755	627	64	24	40

出所) 「議会参考書」

表 2 会社規模分類

(単位:社数,百万円)

						• • • •	. ,,	
źr: nie	20万		20~100	00万円	1000万日	可以 L	合	計
年 度	社数	資本金	社数	資本金	社数	資本金	社数	資本金
1936	81,865	3,008	5,189	7,648	457	13,322	87,511	23,978
1937	78,911	3,160	5,592	8,384	539	15,368	85,042	26,912
1938	71,085	2,110	11,369	10,240	588	17,900	83,042	30,250
1939	73,405	2,908	11,091	10,467	626	20,650	85,122	34,026
1940	74,232	3,549	10,957	10,599	647	22,015	85,836	36,164
1941	79,450	4,963	10,683	10,610	645	23,780	90,778	39,353
1942	81,468	5,025	10,853	11,190	630	26,585	92,951	42,801
1945	33,247	3,054	7,617	8,966	516	25,479	41,380	37,499

出所) 商工省『会社統計表』

けず、 配の拡大は、 物という性格が、 制を導入したかった陸軍側との妥協の産 た池田蔵相・大蔵省と、 れは企業家に必要以上の恐怖心を植え付 くない。 件と格段に多く、 ば て、 ついたものの、 の省から利益配当に介入される法人は多 のであった。 たものの、 止まり、 件も該当法人一一・七千社の僅か五%に 本金二〇万円以下の七三・四千社に対 全法人八五・一千社のうち 施行期と決算期とのズレを無視すれ る。 二〇万円以上法人の処理件数六六三 該当法人は僅か○・一%にすぎな しかもできれば実施したくなかっ 以上の利益配当統制はその緒に 利益配当統制が導入されてはみ しかし中国全域に向けた軍 その統制力は未だ限定的なも 所管別では大蔵省が六二七 国内総動員体制の更なる強 その統制規定は弱く、 該当件数に如実に現れ 個別事業法等でその他 是非とも配当統 (表2)、 事 そ

(286) 16

を迎える。 この微温的利 化を必至とするものであり、 益配当統制は後述の経理統制令を機に飛躍的強化 陸軍の引き続く統制強化要求で、

(2)「会社職員給与臨時措置令」 の制定と施行

素の ることになる。 れば一 農商相は 員長の協議により、 相兼企画院総裁・伍堂卓雄農商相及び池田成彬中央物価対策委 た。 力の増強を図るというものであるが、外在的衝撃により物価が 産業に資金を重点配分し、 低金利戦時国債により市中資金を吸収し、 た物価騰貴が顕在化した。 大強化で臨まざるを得ない。 急騰したため、 に重大な危機をもたらした。 賃金給料のみならず、 これに対し例えば既に発動されていた 九三九年九月三日に欧州戦争が勃発し、 般の企業採算を破る」と主張し、ために商品価格構成要(19) 更に消費を圧迫し低物価政策を遂行する中で、 「商品価格と一緒に賃金給料の停止も同時断行しなけ 具体的には三九年九月一九日に「価格等ノ統制 統制経済のかかる連関が破綻する危具が生じ 物価対策の強化を決定するが、その際伍堂 他方不急産業には極力資金供給を制 運賃・保険料等にまで統制が拡大す この物価騰貴は戦時統制経済の運営 すなわち戦時統制経済の要諦は、 政府の対応としては、 資金統制により軍需 「暴利取締令」の拡 物資不足を見越し 青木一男蔵 戦時生産

は

作成され、九月一九日の閣議決定を経て、同月の二七日の総動員 げを禁止する方針を打ち出した。物価騰貴抑制法令としては、(20) 定し、 された。給与臨時措置令によれば資本金二〇万円以上の法人の 審議会でこの「会社職員給与ノ臨時措置ニ関スル勅令案要綱」 るが、行論の関係でここでは給与統制に傾注し説明しよう。(21) 賃・賃金及び給料に関しても第六・第一一条を発動し、その引上 会社職員を対象とし、 令要綱と同時に審議され、決定された。そして一○月一八日に る以外の給料引き上げの禁止等を盛り込んだ先述の勅令要綱が し、会社から初任給と定期昇級規則を報告させ、昇級規則によ 七・八条に規定する経理命令とは別個に、 蔵省で関係官協議の結果、 商品価格を固定し、更に運賃・保管料・保険料・賃貸料 「会社職員給与臨時措置令」を含む九・一八ストップ令が公布 「暴利取締令」を拡大強化する「物価停止令」が中心法規であ 「会社職員給与ノ臨時措置ニ関スル勅令案要綱」 関スル勅令案要綱」・「賃金ノ臨時措置ニ関スル勅令案要綱」 価格·賃金· 総動員法第一九条を発動し、三九年九月一八日の価格 地代家賃・軍需品工場検査・電力調整の五 この職員は役員と社員よりなり、 既述の利益配当及資金融通令の 給料制限法令を制定 等を閣議決 この社 加工 大 勅

員とは「賃金臨時措置令」(三九年一○月一八日)の規定する

給与には報酬・給料・当手・賞与のみならず交際費・機密費として支給されるものも含み(第四条)、三九年九月一八日現在の給料手当支給準則の報告を求め、その準則の許可無き変更をめられた。この施行に関して職員給与臨時措置調査委員会(会長大蔵次官)が設置され諮問に応じた(第一七条)。なお所管省は、個別事業法に規制される法人以外は総動員法第一一条に基づく勅令のため、大蔵省所管となり、四〇年一〇月二四日の第一回有効として、給与統制に着手した。同年一〇月二四日の第一回有効として、給与統制に着手した。同年一〇月二四日の第一回有効として、給与統制に着手した。同年一〇月二四日の第一回有効として、給与統制に着手した。同年一〇月二四日の第一回有効として、給与統制に着手した。同年一〇月二四日の第一回有効として、給与統制に着手した。同年一〇月二四日の第一回有効として、給与統制に着手した。同年一〇月二四日の第一回有効として、給与統制に着手した。同年一〇月二四日の第一回有効として、給与統制に着手した。同年一〇月二四日の第一回有効として、給与統制に着手した。同年一〇月二四日の第一回有効として、給与統制と同様に朝鮮・台湾・樺太・南洋群島にこの勅令が施行され、関東州には別の勅令が制定施行された。

総動員法第六条により公布された労務動員勅令としては、既に念は「商法」の規定する法人出資者としての社員とは異なる。手当等の統制に拡大するに至った。ここで規定された社員の概一八ストップ令の一環として、物価のみならず役員・社員給与こうした総動員法による統制法規の新たな展開の中で、九・

タイピスト等の補助的労働は含まれなかった。(25) 等を社員としたものと思われる。この社員の規定を導入した給 世上既に非現業の管理職・事務職を社員と称する例もあり、そ 社員との厳密な区分が行なわれた。なお社員には守衛・給仕 務者の範囲が具体的な業種を掲げて詳細に規定され、 与臨時措置令と同時に公布された「賃金臨時措置令」では、 れらを踏まえて新たに会社から給与等を受ける非現業の事務職 者・労務者とは別の法令上の概念を導入する必要があり、 与臨時措置令を制定して給与統制を行なわせる

ために、 労務者が統制の対象となっていた。これとは別に総動員法第一 対象とし、後者は「工場法」や「鉱業法」等の規定する事業の があり、 一九三九年三月三一日の「従業者雇用制限令」と「賃金統制令」 条の会社の利益金処分・償却その他経理に関する条項で、 前者は総動員法第六条で対象としている従業者を直接 労務者と 他方 給

この件数は実質七ヵ月の実績としては、配当統制を格段に上回と、現財局金融課が直接処理した 案件のみ 判明する (表3)。 と、現財局金融課が直接処理した 案件のみ 判明する (表3)。 と、現財局金融課が直接処理という。

(288) 18

表 3 会社職員給与臨時措置令施行状況 (1939, 10, 20-40, 10, 19)

申請案件	受付件数	承認件数
給料手当の準則承認	20	20
給料手当の準則許可	82	82
給料手当の準則変更許可	487	449
給料手当の支給許可	167	155
賞与の支給許可	912	809
臨時給与の支給許可	88	75
合 計	1,756	1,590

注) 理財局処理分ただし40.1.15-6.20を除く 「議会参考書) 出所)

> 法人賞与増加申請が増大したためであろう。 (26) き 制令にその役目を移譲する。 されたとはいえ、九・一八ストップ令は現実の物価騰貴の進行 しかしこの給与統制により役員・社員への支給水準が原則凍結 以上にその施行がもたらした衝撃は甚大であったと思われる。 価 動等のため凍結水準からの乖離を必至とし、 給与臨時措置令による許可申請をする前に強い せる必要がある。 で政策体系として幾多の矛盾を抱え込むが、 在 と思われる。 していた。この給与統制はその該当件数 予め不許可となりそうな増給申請が行なわれなかったため 給与抑制政策全般の包括性からみても、 しかし賃金・価格等全面凍結政策は企業実績 結局全面的企業財務統制法規としての経理統 办 先の利益配当統制 許可率が高い 強い増給要因が 給与統制は持続さ 5 自己 み て、 規 制 また物 が の変 の 顕 働 は

員に対する年末賞与の繰上げ支給を認め、

それに連動して民間

四〇年五月に政府職

給に関して許可となった案件が多いのは、

可は乏しく、

申請のあった増給は概ね認められた。特に賞与支

給料手当の支給許可一五五件となっており、

不許

可四四九件·

あった。

局所管分としては、

〇月―四一年三月)の給与・賞与等の件数からみても、

また後述の経理統制令の一九四〇年度

(四〇年

理財

るものであり、

件でそのうち賞与の支給許可八○九件・給料手当の準則変更許

その処理内容は受付一、七五六件うち承認一、五九〇

統制対象は未だ狭いものの遜色ないもので

「会社経理統制令」 0 制定

側から統制を加えたが、 も強化されたが、 なものではなかった。 益配当統制が導入され、さらに資金調整法の改正で、 戦時会社経理統制として、 命令融資は発動されず、 給与臨時措置令は給料・手当・賞与等 年の時限勅令でもありこれらの統制 利益配当及資金融通令により、 利益配当統制も強力 融資統 利

(289)

制定過程を検討しよう。 針に対して大蔵省は賛意を表明した。結局大蔵省所管の一般法(タヒ) 衝撃を与えた。こうした陸軍側からの軍需産業経理統制強化方 軍側からの統制強化提案は該当業界のみならず、実業界全般に け利益配当への強力な統制方針の採用の表明であった。この陸 軍需工業に限定されているが、陸軍側からの会社経理、 の平均利回りを採用しているのが特徴である。この対象業種は 際の利益率の基準を設定するとした。特に株式配当は過去三年 トス」とし、原価計算を基礎に置いて調達価格を決定し、其の(28) リ算定セル販売利益率ニ対シ調弁上必要ナル考慮ヲ加フルモノ それは 軍は会計学者を動員して検討した結果、一九四〇年四月二一日 人対象の ニ基キ算定シタル原価ニ付加スベキ適正ナル販売利潤率ノ算定 価格ヲ決定スル場合ニ於テ陸軍軍需品工場事業場原価計算要綱 営指導要綱九件であり、 法規を統合したより強力な統制法規の制定が検討される。 配当・給料賞与等を視野にいれた統一経理基準を求めて、 関シ其ノ要領ヲ示ス。調弁価格ノ決定ニ当リテハ本要領ニョ 陸軍軍需業者に対し陸軍統一経理準則の制定を公表した。 「適正利潤率算定要領」ほかの軍需品工業に対する各経 「会社経理統制令」へと帰結する。以下経理統制令の 同要領は「主要軍需品ニ付キ其ノ調弁 とりわ 利益 陸

既に配当と職員給与で着手した会社経理統制を、時局柄放棄するわけにはいかず、大蔵省では給与臨時措置令を改正した上するわけにはいかず、大蔵省では給与臨時措置令を改正した上での延長も検討したが、結局その延長とは別の方向を求め、先の中が治・石野信一に命じて作成させ、特に前者が経理統制令の下村治・石野信一に命じて作成させ、特に前者が経理統制令の下村治・石野信一に命じて作成させ、特に前者が経理統制令を下り追水金融課長で、彼が戦時資金統制を取り切る立場から配下の下村治・石野信一に命じて作成させ、特に前者が経理統制令限定に全面的に関与し、二人三週間でまとめあげた。追水金融制定に全面的に関与し、二人三週間でまとめあげた。追水金融制定に全面的に関与し、二人三週間でまとめあげた。追水金融制定に全面的に関与し、二人三週間でまとめあげた。追水金融制定に全面的に関与し、二人三週間でまとめあげた。追水金融制定に全面的に関与し、二人三週間でまとめあげた。追水金融制定に全面的に関与し、二人三週間でまとめあげた。追水金融制定に配当と職員給与で着手した会社経理統制を、時局柄放棄制定に配当と職員給与で着手した会社経理統制を、時局柄放棄

等に充当させるとの統制令の趣旨が同意を得た。経理統制令案外にも利潤統制を拡大しようとするものであった。これらの立外にも利潤統制を拡大しようとするものであった。これらの立外にも利潤統制を拡大しようとするものであった。これらの立案は資金調整法の適用範囲の拡大のほか、軍需産業以のうち大蔵省主管についてはやはり迫水金融課長が兼任企画院書記官として担当していた。会社経理統制について、さきに省憲決定を見送られた案を、改めて同年七月に就任した広瀬豊作次官に持ち込み、重役報酬や配当等を制限し、資金を設備改善、下官に持ち込み、重役報酬や配当等を制限し、資金を設備改善、下官に持ち込み、重役報酬や配当等を制限し、資金を設備改善、下官に持ち込み、重役報酬や配当等を制限し、資金を設備改善、下官に持ち込み、重役報酬や配当等を制限し、資金を設備改善、下官に持ち込み、重役報酬や配当等を制限し、資金を設備改善、下官に持ち込み、重役報酬や配当等を制限し、資金を設備改善、方面に対していた。会社経理統制を制度の表面に対していた。会社経理統制で、企業資金及経理統制要綱の方面に対していた。

(290) 20

準配当率六%で中小企業に資金が集まるか等の危惧が表明され であった。この経理統制令の草案は四〇年七月にはほぼ完成し⁽³⁵⁾ ころ、 制限を加える方針であったが、関連資料が焼失したため、 課長が経理統制令と同施行規則の趣旨説明を行なったが、それ ○%までの四段階とする方針であったが、企業間の軋轢に配慮 しては、資本金規模別で一五〇万円超四%から七五万円未満一 により総額に制限をつけることとなった。社員平均昇級率に対 ていたが、四〇年九月の大蔵省の全焼で多くの関連資料を焼失 や省令に任せ、 として企業が勃興するか、あるいは高橋亀吉から設立直後の基 しては、 した。そのため当初の案では、役員報酬に対し資本金規模別に 全般を法令を以て細かく規定し、他の解釈を極力排除するもの は日銀に委ねる自治的調整に任せたのとは対照的に、 この制定方針は、先に制定された「外国為替管理法」や資金調 七%の一律昇級率としたという。この草案に対する意見と 番多く発言し、注文をつけたのは陸海軍側であった。(34) 委員の石橋湛山 四〇年一一月八日の価格形成中央委員会で、 包括的規制権限を規定しただけで、統制の詳細は勅令 法令の運用面での細部は前者は為替銀行に後者 ・千石興太郎から、 配当限度を一〇% 追水金融 統制内容 実績

対し、かなりの不安がみられた。た。こうした経理統制の飛躍的強化による企業裁量権の圧縮に(36)

が他省庁にわたる内容のため、各省の担当者を集め検討したと

うち、 資本の定義が詳細に定められた。 決定を受けて、同月一九日に「会社経理統制令」が公布され、(35) は公表財務諸表では算定困難な項目が含まれており、 得るものとされた(第三条)。給与等の支給基準の詳細 れていない金額で税務署証明額を加算できるとしており、 立金の日割平均の合計から繰越欠損日割平均を控除したものの 除外した諸積立金・時価発行株式差益積立金・合併減資差益積 そこでは自己資本として、払込資本・退職積立金税金引当金を 施行の同日に閣令「会社経理統制令施行規則」が公布された。 務に従事している顧問嘱託等と規定した(第九条)。この 勅令 を除き、会社に雇用されているか、役員以外の継続して会社業 を踏襲し、社員とは船員と「賃金統制令」で規定された労務者 に委ねられた。この経理統制令でも給与臨時措置令の社員概念 か直前事業年度の配当率を超える場合には、 た。配当率は資本金二〇万円以上の会社で自己資本の八%以上(3)) 併せて先の利益配当及資金融通令と給与臨時措置令は廃止され こうした検討を経て一九四○年一○月一日の総動員審議会の 前事業年度末固定資産償却累計額中課税上損金に算入さ しかしこの自己資本の定義で 主務大臣の許可を 税務署の

厳格に統制される体制が確立した。

審査を経ずして、自己資本が確定できないという難点がある。
審査を経ずして、自己資本が確定できないという難点がある。

産業資金課に改称された。この経理統制令の所管は資金調整法 五年九月に統制という語句が連合国総司令部に忌み嫌われて、 理財局と銀行保険局が合体した金融局の所属となり、 統制課になり、 配当給与課の業務を承継した。だが会社部は臨時組織であった(40) 年七月にそれに代え新設された会社部に経理統制課がおかれ 拡大に対応して会社局の設置が検討されたが実現をみず、 となった。その後一九四一年度に金融統制と経理統制の業務の 令案がまとめられたが、

枢密院の審議が間に合わないため見送 この統制を所管するため、大蔵省に会社経理部を設置する勅 資金調整課と合体し、資金統制課となり、 四二年一一月の行政改革を機に廃止され、 理財局に配当給与課が金融課から分立して所管すること さらに四四年八月の戦時行政機構簡素化 四五年五月には 理財局の経理 財戦後四 四一 の中

所管と並び、大蔵省所管の経済統制の中心的業務であった。

の

「会社経理統制令」の発動

ると決定を見た。国内での経理統制令の運用の詳細は、(42) 扱い、それらに経理統制を行ないその資本金は本店資本金によ 承認の処分・指定・命令・制限に関する事項を付議すると定め 針」を定めただけでなく、 行についての諮問等は会社経理審査委員会(会長大蔵次官) 企業分割等について意見が表明された。そして経理統制令の施(43) 草案について大蔵省が陸軍省に意見を求めたところ、この決定 制令の運用方針で行なわれることとなるが、その運用方針案の に 後も「満州国」法人との関係で折衝を重ねた結果、 適用された。 れた。そこで配当許可・合併会社配当指定・役員報酬賞与許可 あたり、 の際に陸軍側から引当金の自己資本への加算や高率配当会社の 社員昇級賞与手当許可等に関する「会社経理統制令ノ運用方 月には外地、 「満州国」法人の関東州内支店等を総て個別会社として取り 経理統制令は一九四〇年一〇月に公布と同時に施行され、一 四〇年一〇月二二日に第一 関東州については別の勅令が公布されたが、その つまり朝鮮・台湾・樺太・南洋群島にそれぞれ 資本金一千万円以上の会社の許可 回経理審査委員会が開催さ 四一年六月 経理統

(292) 22

表 4 会社経理統制令適用法人所管 別社数(1941.12.17現在)

	会社数	専管	共管
内閣特別法人	2	2	150
商工省	407	257	34
逓信省	207	173	90
鉄道省	585	495	
農林省特別法人	1	1	
拓務省特別法人	3	3	
大蔵省該当	10,590	10,590	
総計	11,795	11,521	274

出所) 「議会参考書」

た。一千万円以下の中小法人のうち個別事業法によらないものた。一千万円以下の中小法人のうち個別事業法によらないものた。一千万円以下の中小法人のうち個別事業法によらないものた。一千万円以下の中小法人のうち個別事業法によられている。この会社経理統制配慮がほしいとする意見が表明されている。この会社経理統制配慮がほしいとする意見が表明されている。この会社経理統制配慮がほしいとする意見が表明されている。この会社経理統制配慮がほしいとする意見が表明されている。この会社経理統制での一%以下であるが、資本金総計の六一%を占めており(表2)、その経理統制であるが、資本金総計の六一%を占めており(表2)、その経理統制であるが、資本金総計の六一%を占めており(表2)、その経理統制であるが、資本金総計の六一%を占めており(表2)、その経理統制であるが、資本金総計の六一%を占めており(表2)、その経理統制であるが、資本金総計の六一%を占めており(表2)、

表 5 会社経理等制令施行所管省(1940.10.20-41.12.31)

(単位:件数)

申 請 事 項	会社部	財務局	銀行局	監理局	農林省	商工省	逓信省	鉄道省	合 計	内許可
利益配当関係	156	349	20	6		60	24	29	644	511
役員報酬賞与退職金等	1,674	5,328	709	166	5	625	353	691	9,551	7,995
社員給与賞与手当退職金等	3,496	9,921	985	357	40	1,306	620	1,158	17,883	15,910
機密費関係	358		18			41	15	17	449	227
寄付金等	449		62	43		48	21	23	646	611
福利施設費等	60		5	2		10	3	1	81	76
合。 計	6,193	15,598	1,799	574	45	2,090	1,036	1,919	29,254	25,330

注)財務局は41.7まで税務監督局 監理局は41.12に商工省から移管

出所) 「議会参考書」

出典)「議会参考書」

注) 43, 44年度で不突合がある。

表 6 会社経理統制令施行状况 (1940.10.20-44.10.31)

(単位:件数)

中中	寄付金等超過支出許可	広告宣伝費等基準月額超過支出許可	以告宣伝實等符別基準月額承認	一	一支が無利な日本が口路の出	僧却方决麥更承認	償却方法承認			建方計田在粉 承初	特別耐用年数承認	残存価額承認	固定資産除外來認	貞 却計り	多古兴中,不知道人日平日	一致在全线中的超過步王军回	機索費等基準月額超過支出許可	機密費等基準月額増額許可	機密費等基準月額承認	社員退職金準則制定変更許可	社員臨時給与支給許可	社員賞与支給方法承認	社員賞与経費支給許可	杜員賞与支給許可	杜員初任基本給料支給許可	杜員初任基本給料準則承認	社員手当準則制定変更許可	社員昇級許可申請	役員雑給準則制定変更許可	役員臨時給与支給許可	一役員退職金準則許可	役員退職金支給許可	役員賞与支給許可	一役員報酬支給許可	即当率有走	利益配当許可	申請案件	
9,640		<u>ا</u> ا				-					-		-			57				669	225	137	376	608		349	1,567	1,709	445	121	484	252	669	1,683	1 222	272	40年度	
27,719															1,000	1 009	75	419	238	2,412	454	246	548	675	812	599	8,158	3,915	760	326	301	1,006	1,124	4,216	227	301	41年度	
32,322						3 71	48	—		×	ယ		ن	١٥.	1,010	1 349	300	625	520	2,414		42	121	96	2,761	210	13,676	2,487	637	280	358	926	560	4,166	103	95	42年度	
17,577			-			22	63	1	4 (30	7	,_	18		70	624	164	190	333	1,362	292	35	40	32	2,206	107	6,352	1,532	367	158	83	544	253	2,576		29	(10月末迄)	43年度
87,258	-				ţ	28	111	22	2 4	47	10	-	23	201	100	3 038	539	1,234	1,091	6,857	1,456	460	1,085	1,411	5,779	1,265	29,753	9,643	2,209	885	1,226	2,728	2,606	12,641	310	697	寒	
78,188					t	25	106	19	2 0	25	ر ت		12	22	2,00	2 870	377	787	1,011	6,428	1,275	326	720	1,265	5,348	966	28,262	8,530	1,326	735	1,071	2,557	1,833	11,414	300	484	許承 計画	
3,659															H	14	52	340	w	12	74	17	301	57	90	67	239	672	602	75	. 000	45	534	280	2 4	172	不不許承	
5,183				1	ı	.>	51	cu	> c	10	4	ليسو	-	. ~	7	146	107	100	70	392	103	117	63	88	317	231	1,189	430	277	75	146	120	239	894)))	. 41	取下	
228					,	_				<u>-</u>			j		× (00	ω	7	7	22	4-1		L		24		63	11	4			6		53	· -	.	未処理	
42,865						נג	85	02		12	14	<u>۔</u>	82	100	1,01	2 842	315	337	625	2,222	672	61	94	64	3,854	188	20,606	2,867	646	345	150	1,152	474	4,684	. 221	58	43年度	•
14,417	541	55	218	110	116		17	0	· ·	л 27	10			4 0	2 10	229	62	57	47	1,506	. 331	30	125	81	948	122	3,356	1,319	592	212	73	733	396	2,847		61	(10月末迄)	44年度
126,963	541	55	212	210	116	70	150	3/	2 5	197	27	cu	40	022	330	5 485	752	1,438	1,430	9,153	2, 167	516	1,264	1,523	8,375	1,466	47,363	12,297	3,080	1,409	1,366	4,069	3,223	17,596	490	787	総累計	

(294) 24

社員初任給の順であるが、

四三年一〇月までの累計八七・二千

戦時会社経理統制体制の展開

れた。 千社を超えており、ついで個別事業法による鉄道省五八五社、 (表5)、 案件の会社部所管と小口案件の財務局所管のほか銀行局が銀行 商工省四〇七社等となっている。 を越える法人を含む法人一一千余社で、大蔵省所管だけで一〇 資本金二〇万円以上の法人のほか、若干の役員・社員計三〇人 四二年度三二・三千件、 管する商工省・鉄道省・逓信省の順であった。 れ銀行保険局となる)。残りが個別事業法に規制される事業を所 大蔵省に移管されたものである(監理局は四三年一一 ○月末まで)一四・四千件、 い大蔵省所管の法人の申請がやはり格段に多く、 経理統制令の所管省別をみると(表4)、一九四一年一二月で 一年一二月一三日に従来商工省所管であった保険・証券業が (表6)、 監理局が保険・証券業を所管した。 その内訳は社員手当・役員報酬・社員昇給・社員退職金 四一年末までの施行累計で、 四〇年度で九・六千件、 四三年度四二・八千件、 累計一二六・九千件が 所管省別申請案件数でみると 四一年度で一二・七千件、 個別事業法に規制されな ただし監理局所管 許可。 そのうち大口 四四年度 処 月廃止 承認申請 理 ž

表7 配当減少会社 (1940.10.19-41.12.10)

資本金規模区分	社数	配当	配当	減少	率 別	社 数			減少配当額
夏 什·亚州大区刀	1.1. 2/	不変	1%以下	2%以下	3%以下	4%以下	5%以下	5%以上	千円
1百万円以下	214	27	17	85	52	7	9	17	1,953
5 百万円以下	106	22	11	54	12	5	2		2,168
10百万円以下	47	5	7	24	6	2	3		3,384
50百万円以下	34	7	11	14		1	1		3,796
1億円以下	6	4	1	1					608
1億円以上	9	5	2	2					4,050
合 計	416	70	49	180	70	15	15	17	15,959

出所) 「議会参考書」

は税務監督局

(四一年八月より財務局となる)の監督下にお

理統制への服属も多くみられたと思われる。ように調整して申請したり、申請を見送った自主規制による経に達し、不許可不承認は僅かに四・二%で、不許可にならない件の申請に対する処理結果を見ると、許可承認は七八・一千件

減額は、 則によれば、 役員賞与率を定めている場合にも、 手法人役員は、その所得に強い制限が設けられた。三九年上期 が設定されたため、 役員賞与と思われる。 のうち二%以下の引き下げが多かった(表7)。これによる配当 四一年一二月までに四〇〇件を超える配当引き下げがあり、 益配当令で既に圧迫が加えられているが、 法定賞与率の三倍以上という突出した日魯漁業・浅野セメント 万円以上の法人のうち確認が取れているだけで八七社中七二社 で、法定賞与率を実際賞与率が上回っていたのは、 入と勅令運用強化で、 倉敷紡績 の経理統制項目の内訳を見ると、配当については、 この多くが経理統制令に該当していた。 一五百万円に達した。とりわけ打撃が多かったのは、 例えば資本金一千万円の階層に属する野村銀行の 野村銀行のような例もあっ それまで巨額の役員賞与を享受していた大 さらに配当引き下げが促進された。 経理統制令で新たに資本金別法定賞与率 利益に対する役員賞与率が た。 自己資本配当率の 経理統制令施 また会社定款で 資本金 先 行規 0) そ 導 九 利

表8 役員賞与減少額(1940.10.19-41.12.10)

(単位:百万円)

				(単位・	ヨカロノ
資本金規模	社 数	法定賞与	前期賞与	決定賞与	賞与減少
1百万円以下	449	3	6	4	1
5 百万円以下	288	7	9	7	2
10百万円以下	102	3	5	4	1
50百万円以下	188	8	13	11	2
1億円以下	42	3	5	4	1
1億円以上	37	7	11	9	2
合 計	1,106	28	48	39	9

出所) 「議会参考書」

年上期の一一・七%というのは、 場合、 で役員賞与率のみならず、 する台湾製糖・ に役員賞与率を定款で規定していない日本郵船のような例も また定款で明記されているものの損益計算上の経費で支弁 利益に対する法定賞与率は上限三・ 明治製糖のような例もあり、(46) 利益金処分構成そのものが、 破格の高率と言えよう。 一五%であり、 経 理統制令の施 経 三九 理統 ほ

者のインセンティブを著しく減殺するものであったが、 げるか、 益金処分の統一経理基準への強引な誘導が図られていっ えられたため、 期賞与計四八百万円に対し、 て調整される。 ただし配当同様に激変緩和措置が取られるため、 って高利益法人の役員に与えた打撃は少なからぬものがある。 制令の基準に沿って見直され、 役員賞与も同様である。 該当法人は経理統制令に沿って 自発的に 賞与率を引き下 経理審査委員査会や所管省で個別認可を受けるしかな 承認された賞与計三九百万円に減額された 四一年一二月までで該当法人一、一〇六社 この経理統制令の発動は会社経営 法定賞与計二八百万円の基準が与 平準化される契機となっ 個別審査を経 他方利 た。 た。 の前 会表 従

例えば 許 個別認可が行なわれた。 れるが、 可を受けるしかなく、 費支出許可 미 個別企業が運用方針の弾力的適用を受けるためには、 一課長ほか関連する他省庁の担当課長クラスで構成された。 国石油 東洋紡績の役員退職金支給許可、 九四 毎月二回程度開催される委員会の下の幹事会で事実上 一申請取扱内規や臨時給与許可方針等の 0) 年 配当率指定、 一月一〇日の第一一回幹事会では、 それは経理統制審査委員会で個別認可 幹事会は大蔵省理財局または会社部 北海道炭礦汽船の役員退職 蓬菜殖産の社員臨時給 議 社員賞与 案 個別認 金準 0) ż 則 ほ 0

るものが多い。の多くは、事前に打診されているためか許可もしくは承認されの多くは、事前に打診されているためか許可もしくは承認され与支給許可が審議された。幹事会で審議された会社の個別案件(47)

に基づ 強制償却の実施となった。(49) ば、 <u>9</u> 稿)」を経て、最終的に(48) 案(未定稿)」や同月一五日 で検討を始め、 配当給与課 額が減少していた。 億円のうち四・ が可能であったが、 法人で経理統制令施行前の一九四〇年四― 部留保に誘導される。 人六二〇社の償却前固定資産一〇六億円のうち五 な統制下に置かれ、 こうして経理統制令により配当・利益金処分・ 条に関する閣令の施行について、 償却率の上昇がらかがえ、 だが、 3 閣令「会社固定資産償却規則」 「会社経理統制令ニ基ク減価 四一年三―八月決算法人 二一九社の 固定資産二六 四%が償却されており、 八月 その社外流出を阻止されたものが償却や 特に固定資産償却促進の 実際の償却は三・八%に止まっていた 一日の 償却については、 四二年九月一日に その導入に当たっては、 Ó 「固定資産ノ償却ニ 「固定資産減価 かつ一社当りの償却前固定資産 四一年五 償却 標本の差異を無視すれ 資本金五 を定め、 経 九月事業年度終了 償却 ため 理統制令第三一条 命 月 関 令 百万円 進 ス 経 経 五 四%の償却 費等が 固定資 企業再投資 ル 則 関 理 日 条 閣 統 ス 0 理 以 令要 ル 制 (未定 件 一財局 令第 産 会表 厳 出所)

「議会参考書」

贵 叫 定 鶭 搟 價 些 共 況

合計	雑業	銀行業	商業	交通業	電気ガス業	から 街	今品	製紙	化学	紡績	機械	金属	業	一鉱業	農林水産	紫		
620	51	ယ	35	53	62	25	17	12	52	60	100	51	317	46	7	社数		
10,677	297	10	367	1,043	3,194	179	137	147	644	954	1,471	1,212	4,744	1,031	91	償却前 固定資産		4777
584	6		19	78	142	o s	ن	6	51	51	92	60	276	50	1	税務署 是認範囲	19	长
86			j1	4							20	17	38	υı		同特別 償 却	1940. 4 -	回
408	7		22	33	52	∞	7	11	28	46	83	56	257	41	H	会 社 計上額	9決算法人	質用
71				2		H					16	16	33	ယ		同特別 償 却	\ \	道
479	7	0	22	35	52	9	7	11	28	46	99	72	290	44	크	償却額	100 miles	な
4.49	2.36	0.00	5.99	3.36	1.63	5.03	5.11	7.48	4.35	4.82	6.73	5.94	6.11	4.27	12.09	当期償却率		
219	23		22	13									137	21	ω	社数	19	
2,649	80		73	389									1,653	414	40	質却前 資 産	1941. 3 -	
117	သ		ప	21									76		ယ	償却額	8 決算法人	単位:百万円)
4.42	3.75		4.11	5.40			Ì						4.60	2.66	7.50	当 質却率		万円)

(298) 28

れた。 償却不足の著しい業種には別の割合を定め、 惧があり、 却不足の会社の強制償却は配当率引き下げとなり、 却による経理統制令申請 が 制 となった。こうして利益金の償却 経理統制令による一定限度内自由増配を認めない等とすること ような標準償却額を原価に算入する会社に つい 制償却の限度を耐用年数表の標準償却額の七割程度を強制し、 万円以上の会社とし、 し、この措置の実効性を確保するため、償却不足会社に対しては また原価計算に償却を計上すれば公定価格は上昇する等の危 累計で七○○件に満たないものであった(表6)。経理統制令 決定され、 施行の充実等から強制償却の必要性は認められていたが、 運用は、 は法令上ふさわしいものではないが、 原価計算· 役員賞与· その基準としては、 そのため強制償却の対象となる会社は、 基本的には各法人一律適用で、 同年九月一 税務計算についての統 経費等の節約分の償却への振り向けが実施さ 特別法人清算法人を除き、 日より施行された。 の件数は多くなく、 同年六月に主税局作成になる経理統 への割当基準の設定により、 価格報奨制度により生 の固定資産耐用年数表 特定業種に対する誘 軍需品製造会社 四四年一〇月まで ただしこの強制償 ては一〇割と さしあたり強 資本金五百 株価が下落 償 0)

り、

奨をうけた会社の臨時配当増加を運用方針で認めた。 (2) 固(51) 用方針が決定された。 等を採用し、 重点産業の下級職員増大に対処して、 た計画造船促進のため予定期日竣工会社職員特別手当支給を、 産性向上を実現した会社に対しては、 この措置として四三年九月一〇日の経理審査委員会で運 国策的誘導に法令運用 そのほか四三年四月二日には特別 の弾力性を持たせる方針 社員昇級の制限緩和措置 社員給与報奨措置 を ま

原材料 製鉄・ 年下期の四 なくされた会社も多いはずである。 金融業を除けば、 資産の乏しい金融業・食品産業等は内部留保を積み増したが、 は造船・ 対的に好調なのは、 金対内部留保率は一 目 需関連産業は、 他方会社経理統制は内部留保の充実を求めていた。 払込資本金対利益率も同様である(表10)。 的が十分に達成されたとはいえないが、 セ 機械器具が比較的よく、 労働力等の入手難等によるものと思わ メントも同様である。 %をピー 後述の企業整備で事業そのものが消滅を余儀 内部留保と固定資産 金融。 九四〇年上期から四三年上期の間で、 クに四三年上期の三五%まで低下してお 紡績・食品産業であり、 これは戦時下の強い価格統制と 化学工業は不振産業に近い。 以上から戦時重点産業たる の償却 全般的には配当率 K 業種別にみて相 れる。 おいては、 軍需関連で 他方国 払込資 四〇 圳

(299)29

軍

0)

0)

確保

自己資金蓄積·

原価計算への償却の算入・経理統制

令

2210	THE PRINT	貝平亚	713 A U	IIII. ——	出二年	• 1.	I TIN EET IN	· + + + + + + + + + + + + + + + + + + +	- <u>- 1-7-</u> •	10)		
業種	194	0年上期	玥	194	0年下其	月	194	2年上其	月	194	3年上其	明
米 1里	利益	配当	留保	利益	配当	留保	利益	配当	留保	利益	配当	留保
特殊銀行	15.0	8.6	40	16.0	8.6	44	15.6	8.7	42	16.1	8.7	44
普通銀行	14.3	6.6	50	15.3	6.7	53	18.0	7.1	54	19.1	7.2	57
貯蓄銀行	26. 9	7.2	54	16.9	7.2	50	31.8	8.4	69	32.8	8.5	70
証券業	17.7	8.3	44	15.0	7.3	30	12.6	6.2	36	13.0	6.7	31
鉄道軌道業	8.0	6.3	17	8.7	6.4	19	9.1	6.7	18	10.2	7.6	23
海運業	21.8	7.1	67	25.6	8.1	69	15.9	7.5	47	14.0	7.2	43
紡績業	20.4	12.4	37	23.3	11.9	45	20.1	12.6	33	16.6	12.1	19
製糸業	23. 5	9.5	56	16.9	9.5	41	14.7	7.7	43	17.9	7.7	54
人絹人維業	13.4	10.4	19	12.0	9.1	20	10.6	7.7	24	7.6	5.5	23
鉱業	11.9	3.7	24	14.0	7.8	37	8.6	6.5	22	6.2	5.9	3
洋灰業	9.8	8.0	16	10.7	8.2	19	7.5	6.3	10	7.5	5.8	18
化学工業	13.1	8.1	33	12.0	6.8	40	9.3	6.6	24	9.5	6.2	29
金属工業	15.1	8.4	40	14.0	7.2	43	13.2	7.2	41	13.3	7.4	40
製鉄業	15.8	8.2	47	14.0	7.8	41	12.3	7.6	35	10.0	6.9	28
機械器具業	19.8	8.7	52	19.3	8.5	50	15.8	8.1	43	14.9	8.3	39
造船業	12.6	6.9	43	12.2	6.8	35	15.7	6.5	55	17.3	6.9	56
製糖業	17.6	10.0	37	24.2	9.5	57	17.5	9.9	32	15.9	9.8	27
食品工業	23.0	9.4	52	24.3	8.2	61	13.7	7.3	40	13.4	7.3	40
商事業	21.1	11.0	43	21.2	9.2	48	20.2	9.8	43	18.4	9.6	38
総合合	13.6	8.1	37	14.1	7.7	41	13.0	7.6	37	12.2	7.4	35

表10 払込資本金対利益率·配当率·内部留保率(単位:%)

注) 鉱業の42年上期からは金属鉱業のみ

出所) 「議会参考書」

規定ニ依リ会社役員ノ退職金中一部国債支給等 蓄債券または報国債券で支給するものとされ、(53) が大きい ために、四三年九月四日に閣令省令 の退職金を受給される場合に統制されない部分 統制されていた(表6)。 運用方針」で、支給の際にその一部を国債・ 戦時国債の消化促進と資金の浮動化を防ぐため といえよう。そのほか役員の退職金については、 資本金対内部留保率の相対的な伸び悩みとなる に経理統制令第二六条関係の「会社経理統制ノ が内部留保と償却に振り向けられる契機を得た 「会社経理統制令第二六条及第三五条第一項ノ 年三月九日の経理統制令の改正で、広告費 縮は著しい。 密費についても統制の対象となり、三月一七 階での国債による支給が規定された。また四 75 得税を控除した残額に対し、 関スル件」が公布され、役員退職金には分類 割から三〇万円以上の部分一〇割までの四 こうした経理統制の中で会社利益のかなり しかし株式払込の増大により、 しかしそれでは多額 五万円以下の部

(300) 30

た(表6)。いては四四年一○月末までで八○○余件の許可承認申請があっ日の幹事会で運用方針として決定された。広告費・機密費につ

経理統制令は主管大臣が、

大蔵大臣のほ

か個別業種につ

いて

もの を排除しようとしたものであった。 統制の一 により多額の利益をあげる在外会社が多くみられた。そこで一 より政府からの補助金・ 対する経理統制の拡充が検討されたが、これら特殊法人は必ず 殊金融機関等の特殊法人を対象外としているため、 経理統制令が日中戦争後に多数設置された特殊会社・ 案に対する反発からか、 大蔵省側が経理統制の一元化を求めて、 検討している。 社経理統制令の主管を大蔵大臣のみとする経理統制令の改正を く はそれぞれ商工大臣・鉄道大臣・農林大臣等となっており、 も利益追求で動いているわけではなく、また個別規制法規に 面が認められた。 が多くそれとの調整も必要となり、 国関内占 元的施行に関しては、 領地とりわけ華中の物価暴騰はすさまじく、 特に商工省所管の法人からの申請件数が多く、 そのため大蔵省では一九四三年八月頃に会 この改正は見送りとなった。 配当・利益金処分等が規定されている 各省との所管の関係で円滑を欠 しかし他省の所管権限縮小 結局見送りとなった。(56) 商工省等の所管権限 特殊法人に 営団 そのほか それ 経理 · 特

が 理統制の波及は、 等の機構上の欠陥の現れでもある。 中国における在勤手当についても四四年五月九日の審 が表明され、 線上にあるのは、 統制の導入を表明したものとして注目できる。 する一〇%以上の配当の上海大使館事務所の許可制・ 認可制を導入していたが、 経理統制が導入された。 地法人と日本法人支店との間に経理統制上不均衡が生じたから で 令運用方針が同年三月一七日の審査委員会幹事会で決定され、 も上海地区で四四年二月より機密費と職員在勤手当に関し実施 と比較して資本金規模を別とすれば、 の一一%まで支給標準の設定等であった。 に限度設定・役員賞与の払込資本金規模で三・五%から七段階 の償却基準の適用・ 資本金一〇万円以上の法人の全面統制となった。 九四三年一一月に上海地区に本店のある日本法人に対 「中華民国在勤手当等三関スル件」が決定された。(58) それは日本側行政力の弱さ、 このうち機密費・広告宣伝費については経理統制 旧植民地のみならず、 在外日本法人支店への経理統制である。 役員報酬の直前四事業年度のうちの最 すなわち既に前年六月より利益処分 それが現地会社経理統制実施要綱で 例えば税務署を動員できな しかしこの上海地区 まだ締め付けは弱かった 日本帝国全域での経 これらは日本内法人 この統制の延長 払込資本に対 それは現 固定資産 し全 查委員会 一への経 これ 小額 面 的

31 (301)

開の中で、 活発でない海軍地域でも導入された。 南方占領地経理統制は陸軍地域のみならず、経済活動が比較的 令についてはそれぞれ同日に運用方針も公布された。こうした (60) 理統制令」と「爪哇委託経営事業経理統制令」が、また九月一 令」が公布され、ジャワでは四四年五月二三日に「爪哇事業経(5)) 月一日に「民間事業経理統制令」と「委託経営事業 経 理 **うした南方占領地での企業財務に対して、例えば経済活動が最** であった。 三日に「爪哇事業給与統制令」が公布され、ジャワの経理統制 も活発なマレーとジャワについて次の経理統制が施行される。 った。南方占領地についても民間企業の進出や軍委託事業の展 大蔵省との二重監督となり、円滑な実施は望みがたいものであ レーでは 四三年八月二〇日に 「民間企業給与統制令」、一二 占領地物価騰貴は多額の利益を享受させ得たが、こ しかし現実問題として、現地大使館事務所と日本内 統制

不要とした。併せてこの改正で経理統制令は資本金二○万円以され、役員給与と社員給与および退職金の一部については許可る。かかる事態の中で同年三月三○日に経理統制令は更に改正る。かかる事態の中で同年三月三○日に経理統制令は更に改正のれた。それは経理統制の決定的弛緩を意味するものでもあいたった。それは経理統制の決定的弛緩を意味するものでもあいたった。任せてこの改正で経理統制令は資本金二○万円以され、役員給与と社員給与および退職金の一部については許可という。

まで引下げさせ、 方針の内示と、その範囲内の包括的許可を与え、配当は一○% 理統制令ノ運用ニ関スル件」によれば、優良企業に対する運用 運用の方向としては、七月一五日の金融局資金統制課「会社経 納する、この補償と収納は特別会計で経理するというものであ その一部を当該企業の留保金として積み立て、残額を政府が収 項目の相当額の利益を計上してさらに剰余利益がある時には、 場合には、政府が包括補償する、また年八%配当とその他同一 役員社員賞与・法定積立金・税金相当額の利益を維持できない した。それによれば戦局の悪化の中で特定企業が年五%配当・(62) 省でも六月八日に「現戦局ニ応ズル経理特別対策要綱」を公表 制ノ確立ニ関スル件」が閣議決定されたが、それに応じて大蔵 充分な効果は疑わしかった。四五年五月一一日に「防衛生産体 小法人への統一経理基準の適用と、税務調査による誘導は無視 **うした措置は統制の編目を部分的に縮小したものである。この** 社の増大に伴う利益金処分等の統制を強化する必要があり、 下の小法人にも適用されるにいたった。そのほか強制合併等の 9 しがたい効果を持つはずであるが、行政機構の弱体化で、 企業整備や戦災事後処理に対応した経理措置がとられ、減資会 たが、この措置は採用されなかった。その後の経理統制令の 申請書は所定の形式によらなくても可とし、 その

(302) 32

二省以上の共管の法人は主務省のみで処理する等の統制緩和の大方のが強く打ち出されていたが、翌月には敗戦となり、これらの統制緩和は敗戦後の実施となった。以上のように経理統制令により、敗戦直前の全般的な生産の衰退の中で、企業の経費やにより、敗戦直前の全般的な生産の衰退の中で、企業の経費やにより、とれらのが強く打ち出されていたが、翌月には敗戦となり、これらんだまま四五年八月の敗戦を迎える。

四 その他の経理統制措

(1) 会社株式評価臨時措置

れ以外の東京本社の主要法人で払込資本金の三〇%以上五〇% ずる法人所有株式の評価損を、 が公布された。 で決定をみて、 る三井鉱山 金五百万円以上で払込資本金に対し三〇%以上の株式を保有す 九日までに終了する事業年度の法人に適用された。この勅令の て時価を超えて、 用状況をみると、 経理統制令とは別に、 年間の時限勅令とされた。 北海道炭礦汽船 この臨時措置令によれば、 同月三〇日に「会社所有株式評価臨時措置令」 直前事業年度末の価格で評価できることと 四二年上期を終えた時点で東京本社の資本 一九四一年八月一一日の総動員審議会 日本鋼管・日本曹達の四社、 「商法」の規定の例外規定とし 当初はこの勅令は翌年八月二 株価の下落により生 そ

> ろ少なくないとして延長されることとなり、(65) さらに四四年八月にも一年延長されたまま敗戦を迎える。 や買入れ・株価調節等に対策がみられたが、 庫への吸収合併によって、 延長された。既に四二年三月の日本協同証券会社の戦時金融 見も見られたが、株価変動は予想しがたく、 ほか二○社が適用を受けた。その後の太平洋戦争突入後に株式(64) る株価下落の可能性があるため、 価下落の際に法人の決算を容易にし、株価安定に寄与するとこ 状況は変動したため、 か証券会社のうち東京株式取引所員の山一・ 大日本製糖・共同印刷・ 未満の証券を保有する白木屋・ 共同・川島屋と大阪取引所員の黒川商店・大阪屋商店 一部にこの臨時措置令の延長不要との意 日本石油の六社が適用を受け、 戦時金融金庫を通じた株式応募引受 東京麻糸紡績 四三年九月に一年延長され、 この勅令により株 戦局の推移等によ 四二年八月に一年 Щ 島屋商 磐城 セ 店 その 藤 日 ト 興 ほ

(2) 企業整備資金措置

合併・譲渡・廃休止等を政府が命ずることが可能となった。こき、「企業整備令」・「金融事業整備令」が公布され、企業強制わち企業整備措置がそれで、一九四二年五月に総動員法に基づわち企業整備措置がそれで、一九四二年五月に総動員法に基づいる。

の法律運営に関して第二六条の規定により企業整備資金委

却できる。この企業整備により「商法」の株主(66)一時的損金を貸借対照表上の資産に計上して、 当可能となった。また合併等により派生する従業員退職金等の 渡が に伴う経理措置は該当法人の国策 定が骨抜きにされていった。 に関わらず、 併により急激な減配が発生しそうな場合には、 関連では、 特殊借入金のいずれかで行なわれる。この措置の経理統制との ば事業・設備・ が公布された。 予防措置として、 れたため、 動することとなった。その際に巨額な浮動資金の発生が危惧さ の措置により企業合併等が実現して、 一備金の積み立てを不要とし、 ③債務者特殊借入金、 行なわれたとき、その決済は①特殊預金、 圧 迫にほかならなか この企業整備により「商法」の株主と法人保護の規 四三年度の企業統合・廃止等に突入する前に、その 営業用固定資産の時価再評価が可能となり、 同施行令も七月一日に公布された。 権利・株式・出資持分等の一部または全部の譲 四三年六月二六日に「企業整備資金措置法」 廃止会社の特別経理措置がある。すなわち合 ④戦時金融金庫特殊借入金、 この強制合併・企業譲渡等とそれ た 既往積立金も欠損補塡以外に充 への服属であり、 企業財務関係が大幅に変 一定期間内に償 商法」の規定 ②特殊金銭信 私企業性の 同法によれ

託

表11 特殊決済状況 (1943. 7. 15—44. 11. 30)

(単位:千円)

-	企業整備	臨資調法	累 計	44.11末残	見合融資残
特殊預金	3,661,633	290,484	3,952,117	3,226,033	1,786,508
特殊金銭信託	188,888	15,985	204,873	142,363	70,873
債務者特殊借入金	151,832	· - · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	151,832	151,832	
戦時金融金庫特殊借入金	24,142		24,142	24,142	18,488
政府特殊借入金	5,806	332,477	338,283	338,283	
合 計	4,032,301	638,946	4,671,247	3,882,653	1,875,869

注) 資金調整法の項は同法第10条/2 (44年3月改正による追加) により整備資金法 に準じた措置がとられた。

出所) 「議会参考書」

員会における長大な説明からも、(88) 当率は、 めるため公表された。(99) 措置法令運用方針大綱」が答申された。特に特別経理会社の配(6)) 課であり、この法律についても迫水総務局長の企業整備資金委 件を審議することとなった。大蔵省内の所管は総務局企業整備 れたと思われる。この運用方針大綱は、 七日に第 員会が設置され、 この委員会では特殊決済の債権譲渡五〇万円以上等の案 年一割以上の場合には二%の引き下げ等が規定されて 回企業整備資金委員会が開催され、 大蔵大臣が会長となった。一 迫水の強力な指導下で立案さ 法律の運用の徹底を求 九四三年七月 「企業整備資金

整備 月末時点で、 たは買収に投入される予定であった。そして該当業種は同年八(元) 内財政負担二六億一千万円で、 業種であった。その後さらに増加し四四年一月一○日現在で、 食品工業 に二、 施状況をみると(表11)、形態では特殊預金が三、六六一万円 維産業も高率で転用・廃止を命ぜられ、これらの業種は二六 の対 業整備措置の資金規模は一九四三年度で四六億八千万円、 五〇〇件を超える特殊決済が実施されていたが、 象となった。 肥料工業・民需用金属工業等に拡大し、 精製糖業の一〇〇%の転用・廃止率を筆頭に各種 企業整備が進展した四四年一一月時点で 一般企業廃止に伴う資産引受ま 七九業種が その

特殊経理措置で浮動化を阻止されたまま敗戦を迎えた。三銀行が関わっていた。こうして多額の企業整備に伴う資金が三二百万円が特殊経理措置された。この特殊預金には全国の八で、以下特殊金銭信託、債務者特殊借入金の順で、合計四、○

(2) 「会社経理特別措置令」の制定

策」として会社経理審査委員会幹事会で決定された。 (73) 支出 和、 しては、 置令は、戦時災害を受けた会社に対し営業用固定資産の価格を、 (案) の具体化のため、 句の修正を受け、 る 利益補償を行なう、 金の資産への計上と漸次償却の繰延べを認め、 用ニ関スル件」をまとめた。その内の会社経理に関する措置 四四年八月二日に 争被害に対処する経理措置が導入される。 戦時災害企業の給与支給の許可不要、 九四四年六月以降中国方面からの空爆が続き、 の限度外取扱の是認等であった。 資産評価益計上の是認、 が 理財局資金統制課で立案された。 戦時特殊災害保険制度の活用、 同月二二日に「会社経理ニ関スル 同月二四日に「戦時災害会社経理特別措置令 「戦時災害時ニ於ケル会社経 解散・合併・事業譲渡を積極的 任意準備金取崩制限 この案は省内の検討で字 固定資産償却 それによ 応急的な機密費等の 理財局経理統制 損失補償または 理統制令等ノ運 0 こうした 緩和、 ればこの措 戦 K その法令 時災害対 強 指 制 導 損 0) 7 失

布された。この特別措置令に基づく許可に関する処分もしくは 年一一月一日に「会社経理特別措置令」が総動員勅令として公 免除のうち、 で「会社経理ノ特別措置ニ関スル勅令案要綱」が決定され、 こうして措置令の案文が固まり、 臣を明らかにし、さらに外地にも適用する条項が追加された。 のは会社経理審査委員会の議を経ることととし、会社の所管大 措置令(案)」では措置令による許可、 となった。さらに九月七日の理財局資金統制課「会社経理特別(76) う会社は、経理統制令による資産の償却を行なわずにすむこと 合が追加された。その後も措置令の検討が続き、九月五日 に許可不要の要件として当該事業年度に利益配当を行えない場 の直前事業年度の利益配当率を超えない場合は許可を不要とし 許可を受けるが、資本金二〇万円未満か利益配当率が六%以下 下げまたは準備金を使用し、 財産目録作成時の価格を超えない額とし、 た。この案は同月二六日に「会社経理特別措置令(第二次未定 し一定期間内に償却する、この措置は大蔵大臣及び所管大臣の 「会社経理特別措置令(未定稿)」ではこの経理特別措置を行な 重要なものは会社経理審査委員会に付議された。 **勅令の仮称が変わり、経理特別措置を行なう際** 戦時災害による損金を資産に計上 一〇月二一日の総動員審議会 制限の解除等の重要なも 準備金の割合を引き 同 の

この施行についての統計資料は見あたらないが、施行前の試算にの施行についての統計資料は見あたらないが、施行前の試算にの施行についての統計資料は見あたらないが、施行前の試算にの施行についての統計資料は見あたらないが、施行前の試算にの施行についての統計資料は見あたらないが、施行前の試算にの施行についての統計資料は見あたらないが、施行前の試算にの施行に対する企業財務上の特別の対応を可能とした。

おわりに

法と平行的に企業資金統制に従事していた中でこの結果は政府制限に始まる経理統制は、三九年に給与統制にも広がりさらに、間限に始まる経理統制は、三九年に給与統制にも広がりさらに、四〇年一〇月に施行された。 この経理統制は値民地・占領地へも適用された。 この経理統制により内部留保と固定資産償却に振りの社外流出を絞め上げ、会社の内部留保の増大等でかなりの進展された。 この経理統制により内部留保の増大等でかなりの進展された。 この経理統制により内部留保の増大等でかなりの進展を見たものの自己資本率の推移を見る限り、戦時重点産業は業を見たものの自己資本率の推移を見る限り、戦時重点産業は業を見たものの自己資本率の推移を見る限り、戦時重点産業は業を見たものの自己資本率の推移を見る限り、戦時重点産業は業を見たものの自己資本率の推移を見る限り、戦時重点産業は業を見たものの自己資本率の推移を見る限り、戦時重点産業は、対していた中でこの結果は政府といるとは、対していた中でこの結果は政府というにより、対していた中でこの結果は政府というに対していた中でこの結果は政府というにより、対していた中でこの結果は政府というに対していた。

(306) 36

にとって不本意かもしれないが、 の終焉が見越されていた。 措置も採用されたが、 企業整備資金にも統制が拡大し、 て行った。 分別が明瞭化され、 業財務の構成上の大枠が設定されたため、 企業財務の観点からみると、 しており、 力制限したことで、 生産するという事態が続いた。 この面での有効性を発揮できたといえよう。 しかもその他の経理統制として会社保有株式評価や 企業財務基準はこの統制を通じて統 当該期の市中過剰資金の抑止にかなり寄与 行政機構の弱体化と相まって、 この経理統制の展開で、 空襲等の戦争被害に対する経理 統制はさらなる統制を拡大再 他面企業資金の社外流出を極 経費と利益金処分の 戦時統制 法人の企 さらに 一され

ζ,

る。

によれば、 体制は微弱ながら続く。 いうものであり、 企業に対しては経理統制は速やかに全廃するのがふさわし 改廃ニ関スル方針」によれば、(79) 九四五年九月三日の大蔵省の状況認識は、 転換に対応するため経理統制を残す必要があるが、 敗戦となっても経理統制令はすぐには廃止されず、 成と思われる「会社経理統制令ノ適用免除ニ 特に指定した企業以外には、 こうした事態の中で九月二〇日の資金統制 その経緯を一 戦後の軍需産業の民需産業 瞥しておこう。 経理統制令の適用免除 関スル件(案)」 戦時経済諸統制 その他 敗戦後 経理統 い 0 0 制

> あり、 引き継がれたが、 とした。 を行ない、 制も戦時経理統制の経験を引き継いだものであった。 経理応急措置法」 に分離し、 四六年八月一 四日の法律で廃止された。 日の「会社利益配当等臨時措置法」の公布で廃止され、 として、 総動員勅令は失効させられた。 月二〇日の総動員法の廃止で、 五千社を超える企業財務統制の運用は、 「会社配当等禁止制限令」で始まり、 統制法規では対処しきれないとの認識に基づく しかしこれらの戦時統制法規は占領軍に嫌わ 従来の経理統制の運用の蓄積が生かされる。 こうした統制緩和の方向は従来の総動員勅 利益配当統制が開始される。 自律的規制準則を必要に応じて発表するにとどめ 戦時補償や在外財産等の債権債務処理をする「会社 一日現在の資本金二〇万円以上の会社を新旧 Þ 戦後経理統制の緩和の中で、 「企業再建整備法」 そのほか占領期の特殊問題としては 他方、 株式評価臨時措置令等と一 それは四六年四月二六日 占領下での戦後経理 」等の施行があり、(81) 同令は翌年一二月一六 所管官庁が大蔵省でも 五一年一一月二 戦後経 と思 令 同年一二 K 同法に 緒に わ 基 埋統 との 勘定 統 制 n づ

の

注

1 朗編 中 ·村隆英 『現代史資料』(四三)「国家総動員(経済)」解説 『日本の 統制経 済 九七四 年 中村隆英

> (307)37

- 究』一九七二年)。 一九七〇年、中村・原「経済新体制」(『近衛新 体 制 の 研
- 号、一九六六年)。(2) 原朗「資金統制と産業金融」(『土地制度史学』第三四
- 制下の金融構造』一九九一年)がある。年)、同「日本銀行と資金統制」(伊牟田敏充編『戦時体統制と金融市場」(『土地制度史学』第一一二号、一九八六、3) 臨時資金調整法の運用については山崎志郎「戦時金融
- 企業の研究や個別法人の経営史的研究も多い。『三菱財閥の金融構造』(一九八六年)がある。その他国策(4)例えば財閥系企業の企業財務については、麻島昭一
- (『証券経済月報』第四五号、一九六三年四月)。(5) 伊牟田敏充「戦時企業金融政策の転開 とその 限界」
- (6) 黒沢清『日本会計制度発展史』一九九○年。
- 井光男編『経営史―日本』一九八二年)。(7) 桜井徹「第二次大戦期の経済軍事化と企業統制」(藤
- 七位の規模であった。

 七位の規模であった。
- 前掲「近衛新体制」、前掲「戦時企業金融政策の展開とそ『日本の統制経済』、『大蔵省百年史』(下)(一九六九年)、(9)『朝日新聞』一九三七年一一月八日。この経緯は前掲

の限界」でも検討されている。

- 便にまとめることになった。をやめ、第一一条発動に関しても個別に関係省の懇談で穏(1) 『東京朝日新聞』同日。 総動員法発動の 一括閣議請議
- 六二年)でも末次内相との激論が紹介されている。(11) 同前、一九三八年一一月九日。『池田成彬伝』(一九
- (12) 『東京朝日新聞』一九三八年一一月一○日。
- (13) 迫水金融課長は池田蔵相の命で、佐藤発言に対し陸軍(13) 迫水金融課長は池田蔵相の命で、佐藤発言に対し陸軍(13) 追水金融課長は池田蔵相の命で、佐藤発言に対し陸軍では、
 し、一九五一年、六〇八一九頁)、東条英樹陸軍次官の引い。
 は、一三二十三頁、大蔵省大臣官房調査企画課『戦時財政金融史』一九七八年、四五九一六〇頁)、また風見章書記官長も陸軍省に抗議したため(矢部貞治『戦時財政金融史』(上)一九五一年、六〇八一九頁)、東条英樹陸軍次官の引いる。
- (1) 『東京朝日新聞』一九三八年一一月一九日。
- ○頁)。 であったと説明されている(前掲『戦時財政金融史』四六明を陸軍から引き出したのも、迫水課長の折衝によるもの(15) 同前、一九三八年一一月一九日。「同意する」との声
- 一年一〇月、一八頁。(16) 貴族院調査課『国家総動員法ニ基ク勅令要綱』一九四
- 法令』一九四〇年、一二一四頁。 建財局『会社利益配当制限会社職員給与制限ニ関スル
- 〔18〕「関東州会社利益配当令」一九三九年一一月二九日。

(308) 38

措置令」の所管は厚生省である。

戦時会社経理統制体制の展開

- (19) 『東京朝日新聞』一九三九年九月二〇日。なお池田は(19) 『東京朝日新聞』一九三九年九月二〇日。なお池田は(19) 『東京朝日新聞』一九三九年九月二〇日。なお池田は(19) 『東京朝日新聞』一九三九年九月二〇日。なお池田は(19) 『東京朝日新聞』一九三九年九月二〇日。なお池田は(19) 『東京朝日新聞』一九三九年九月二〇日。なお池田は
- もこの制定に影響を与えたはずである(同前)。 向として提案したことがあるが、それ以来の陸軍側の意向閣当時板垣征四郎陸相は閣議で全面的物価凍結を陸軍の意(20)『東京朝日新聞』一九三九年九月二○日。な お 平沼内
- と価格統制」(『戦時経済』一九八七年)を参照。(21) これについては、さしあたり岡崎哲二「戦時計画経済
- (22) 『東京朝日新聞』一九三九年九月二〇日。
- 令』三四―七頁。(23) 前掲『会社利益配当制限会社職員給与制限ニ関スル法

- (26)『東京朝日新聞』一九四○年六月一日。
- 潤率統制等について詳細な解説を行なっている。 『大蔵大臣の思い出』一九七七年、一七六頁)。このうち長田大学商学部)が動員された(大蔵省大臣官房調査企画課 中西寅雄(東京大学経済学部)・長谷川安兵衛(早稲
- 〔28〕『東京朝日新聞』一九四○年四月二二日。
- (2) 同前、一九四○年四月三○日。
- (30) 同前、一九四〇年六月一日。
- が、国民経済概念から説き起こす極めて詳細な解説を加えいては、下村治『会社経理統制令講義案』(一九四〇年)(31) 前掲『戦時財政金融史』四六六頁。特に経理統制につ
- (32) 前掲『戦時財政金融史』一五二頁。ている。
- (3) 前掲「経済新体制」八八―八九頁。
- (34) 前掲『戦時財政金融史』一五二頁。

35

同前、

四六六頁。

- (37) 前掲『国家総動員法ニ基ク勅令要綱』二〇頁。
- 逐条解説』(一九四〇年)、同『資金調整と経理統制』(一た。経理統制令の法令解説は、山住克巳『会社経理統制令(38) 資金融通については「銀行等資金運用令」が公布され

九四一年)を参照。

- (39)「賃金統制令」も一九四〇年一〇月一六日に改正され、「賃金臨時措置令」を廃止し、その労務者の規定を吸収した。同時に「船員給与統制令」も公布された。なお社員・を終了した資本金五百万円以上の会社三四八社では役員四千人、社員二六三千人、船員六三千人、労務者一、一二三千人となっており、社員一名当りの労務者は四・二五人であった(理財局資金統制課企画係「昭和一八年度下期会社あった(理財局資金統制課企画係「昭和一八年度下期会社あった(理財局資金統制課企画係「昭和一八年度下期会社あった(理財局資金統制課企画係「昭和一八年度下期会社あった(理財局資金統制課企画係「昭和一八年度下期会社あった(理財局資金統制課企画係「昭和一八年度下期会社の力」という。
- 財政史資料2八〇九―一七―二)。(40) 「大蔵省会社局臨時設置制制定閣議稟請ノ件」(大蔵省
- (4) 『鮮満支財界彙報』一九四一年七月、三〇―二頁。の主管も在「満州国」大使である。(41) 「関東州会社経理統制令」 一九四一年一月一五日。 こ
- が表明された(大蔵省財政史資料2八○九─一七─四)。が提案され、それに対し「運用方針ニ関スル陸軍ノ意見」ハ第二一条ノ規定ニ基ク許可又ハ指定ニ関スル方針(案)」経理統制令第三条、第五条、第一二条、第一三条、第一九条又(43) 一九四○年一○月二一日の審査委員会幹事会で「会社(43) 一九四○年一○月二一日の審査委員会幹事会で「会社
- 45) 例えば会社部『会社経理統制令ニ関スル法令』(一九四〇年一〇月(大蔵省財政史資料2八〇九―一七―四)。44) 理財局「第一回会社経理審査委員会議事速記録」一九

四二年三月)所収の「会社経理統制令ノ運用方針」。

- 77 「京社と世界は京社・であって、京流が大型、会『公益性と営利性』一九四一年)。(日本学術振興、46) 長谷川安次郎「経理統制と重役賞与」(日本学術振興
- 資料2八○九―一七―四)。(47)「会社経理審査委員会第一一回幹事会」(大蔵省財政史)
- (4) 大蔵省財政史資料2八○九―一七―三。
- 解説』(一九四二年)参照。 (4) 法令の内容については伊原隆『会社固定資産償却規則
- (1) 目れうを見た削泉「憂む之寒、を含う等に対ない吸賞関スル件」一九四二年五月一三日(大蔵省財政史資料)。(5) 理財局経理統制課「固定資産減価償却ノ一般的強制ニ
- (52) 前掲「会社経理統制令運用方針」。
- (53) 同前。
- 省関係)」(一九四三年作成と思われる) (大蔵省財政史資54) 「各省共管事頃協議事項ニ関ネル意見(主トッテ商工

(310) 40

- (5) 前掲『会社経理統制ニ関スル法令』一四一頁。
- 本帝国主義下の中国』一九八一年)参照。「日本帝国主義による占領地通貨工作」(浅田喬二編『日なお華中占領地の物価騰貴等についてはさしあたり拙稿(57)『鮮満支財界彙報』一九四三年一二月、三四―七頁、
- 掲「会社経理統制令運用方針」。(5)『鮮満支財界彙報』一九四四年三月、四五一六頁、前
- (6) 復刻『治官報』第一九号、第二二号(一九八九年)。(5) 復刻『馬来公報』第二二号、第六一号(一九九○年)。
- 〔6〕 大蔵省財政史資料Ζ五一一一六○六。
- 62 同前。
- 63 同前

- (4) 「会社所有株式評価臨時措置令利用状況調」、同(2)、(6) 「会社所有株式評価臨時措置令利用状況調」、同(2)、
- (6) 法律の解説は野田卯一『企業整備資金措置 法解 説』ニ関スル件」一九四二年八月六日(大蔵省財政史資料)。(6) 会社部「会社所有株式評価臨時措置令ノ適用期間延長
- (67) 総務局企業整備課『企業整備資金委員会第一回会議議(一九四三年)を参照。
- (8) 同前。

事録』一九四三年七月。

- 月に総務局は廃止され、理財局特殊決済課に引き継がれた。七月。所管は総務局企業整備課であったが、一九四四年八(6) 総務局『企業整備資金措置法及関係命令』一九四三年
- 調」(大蔵省財政史資料2八○九−一七−八)。(7)「企業整備(本年度実施分) 資金所要額 及財政負担額

(311)

41

- 1) 大蔵省財政史資料。
- (2) 同前。

74

同前。

- 75
- 76 77 同前。 同前。 同前。
- 78 日 (大蔵省財政史資料)。 「会社経理特別措置令参考資料」一九四四年九月二〇
- 79 大蔵省財政史資料2五一一一六〇六。

80

同前。

が残る。 はなく、 まで』第一三巻「企業財務」を参照。なお同書では企業再 建整備しか扱われておらず、戦後利益配当統制等への言及 企業再建整備については『昭和財政史―終戦から講和 戦時経理統制からの連続を考慮する筆者には不満

> (312)42